



# 平成20年度 社会 保 障 費

## ——解説と分析——

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

2010年（平成22年）11月12日「平成20年度社会保障給付費」<sup>1)</sup>を公表した。本稿では第1部で公表結果の解説を行う。第2部では社会保障給付費とSNAの関係について説明する。

### 第1部 解 説 編

#### I 平成20年度社会保障給付費の概要

- 1 平成20年度の社会保障給付費は94兆848億円であり、過去最高となった。対前年度増加額は2兆6,544億円、伸び率は2.9%で、近年では平成13年度（4.2%）に次ぐ高さであった。
- 2 社会保障給付費の対国民所得比は、平成19年度を2.61%上回る、26.76%となった。
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は73万6,800円で、対前年度伸び率は3.0%であった。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」の部門別にみると（表1）、「医療」が29兆6,117億円で総額に占める割合は31.5%、「年金」が49兆5,443億円で同52.7%、「福祉その他」が14兆9,289億円で同15.9%であった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は2.3%であった。平成20年度は診療報酬改定が△0.82とマイナス改定であった一方、老人保健・後期高齢者医療制度<sup>2)</sup>、組合管掌健康保険等で増加し、全体では6,654億円の増加となった。平成20年度に老人保健制度から移行した後期
- 6 「年金」の対前年度伸び率は2.6%であった。増加に最も影響を与えたのは、国民年金（寄与率68.72%）、次いで厚生年金（寄与率21.89%）であり、両制度ともに受給者の増加により給付が増加した。また、厚生年金基金等（寄与率11.12%）は厚生年金基金数の減少の程度が緩やかであったため、給付が増加した。公的年金給付全般については、平成19年度の物価スライドは0.0%<sup>3)</sup>、および老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢（男子）<sup>4)</sup>が据え置かれる中で、受給者数の増加により平成19年度2.0%を上回る伸びとなった。
- 7 介護保険、児童手当、生活保護、雇用保険、社会福祉などからなる「福祉その他」の対前年度伸び率は5.1%であった。増加に最も影響を与えたのは、介護保険（寄与率40.52%）、次いで社会福祉（寄与率33.87%）である。介護保険は対前年度伸び率4.6%となっ

表1 部門別社会保障給付費

| 社会保障給付費  | 平成<br>19年度         | 平成<br>20年度         | 対前年度比  |     |
|----------|--------------------|--------------------|--------|-----|
|          |                    |                    | 増加額    | 伸び率 |
|          | 億円                 | 億円                 | 億円     | %   |
| 計        | 914,305<br>(100.0) | 940,848<br>(100.0) | 26,544 | 2.9 |
| 医療       | 289,462<br>(31.7)  | 296,117<br>(31.5)  | 6,654  | 2.3 |
| 年金       | 482,735<br>(52.8)  | 495,443<br>(52.7)  | 12,707 | 2.6 |
| 福祉その他    | 142,107<br>(15.5)  | 149,289<br>(15.9)  | 7,182  | 5.1 |
| 介護対策（再掲） | 63,727<br>(7.0)    | 66,669<br>(7.1)    | 2,942  | 4.6 |

注）（ ）内は構成割合である。

た。平成20年度には制度改正がなく、受給者数の伸び（対前年度比3.9%）によるものと考えられる。一方、社会福祉は対前年度比8.4%の伸びであり、障害者自立支援給付費の増加等が主な要因である。

機能別（表2）で最も大きいのは高齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり、47兆2,649億円、総額に占める割合は50.2%であった。2番目に大きいのは医療保険や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり、29兆521億円、総額に占める割合は30.9%であった。これら上位2つの機能分類の合計が、総額の81.1%を占めている。

対前年度伸び率では「障害」が7.1%と最も高いが、これは障害者自立支援給付費負担金うち介護給付費・訓練等給付費（寄与率44.52%）、障害者自立支援対策臨時特例交付金（寄与率43.63%）<sup>5)</sup>が主な増加項目である。また、「失業」が対前年度比で5.2%、「生活保護その他」も3.5%増加し、いずれも平成19年度にはマイナスの伸びであったものがプラスに転じている。これらは、景気後退による雇用環境の悪化などを背景として、一般求職者給付の受給者数の増加、および生活保護の被保護世帯数の増加が影響している。そのほか、給付費全体の伸びに最も影

表2 機能別社会保障給付費

| 社会保障給付費 | 平成<br>19年度         | 平成<br>20年度         | 対前年度比  |      |
|---------|--------------------|--------------------|--------|------|
|         |                    |                    | 増加額    | 伸び率  |
|         | 億円                 | 億円                 | 億円     | %    |
| 計       | 914,305<br>(100.0) | 940,848<br>(100.0) | 26,544 | 2.9  |
| 高齢      | 457,900<br>(50.1)  | 472,649<br>(50.2)  | 14,749 | 3.2  |
| 遺族      | 65,755<br>(7.2)    | 66,298<br>(7.0)    | 542    | 0.8  |
| 障害      | 27,760<br>(3.0)    | 29,720<br>(3.2)    | 1,960  | 7.1  |
| 労働災害    | 9,738<br>(1.1)     | 9,620<br>(1.0)     | △118   | △1.2 |
| 保健医療    | 283,993<br>(31.1)  | 290,521<br>(30.9)  | 6,528  | 2.3  |
| 家族      | 30,733<br>(3.4)    | 32,043<br>(3.4)    | 1,310  | 4.3  |
| 失業      | 11,871<br>(1.3)    | 12,482<br>(1.3)    | 612    | 5.2  |
| 住宅      | 3,611<br>(0.4)     | 3,762<br>(0.4)     | 151    | 4.2  |
| 生活保護その他 | 22,943<br>(2.5)    | 23,753<br>(2.5)    | 810    | 3.5  |

注）（ ）内は構成割合である。

響を与える「高齢」は3.2%の増加、「保健医療」は2.3%の増加を示した。

## II 平成20年度社会保障財源の概要

- 1 平成20年度の社会保障収入総額は101兆5,378億円で、対前年度伸び率は1.1%の増加であった。なお、収入総額には、社会保障給付費の財源に加えて、管理費および給付以外の支出の財源も含まれる。
- 2 大項目では「社会保険料」が57兆4,476億円で、収入総額の56.6%を占めている。次に「公費負担」が32兆7,015億円で、収入総額の32.2%を占めている。
- 3 収入額の伸びを見ると、「国庫負担」が対前年度伸び率5.8%と大きく増加に寄与する一方で、「資産収入」の減少が対前年度伸び率

表3 項目別社会保障財源

|          | 平成<br>19年度                 | 平成<br>20年度                 | 対前年度比        |          |
|----------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------|
|          |                            |                            | 増加額          | 伸び率      |
| 計        | 億円<br>1,004,289<br>(100.0) | 億円<br>1,015,378<br>(100.0) | 億円<br>11,088 | %<br>1.1 |
| I 社会保険料  | 568,740<br>(56.6)          | 574,476<br>(56.6)          | 5,736        | 1.0      |
| 事業主拠出    | 272,010<br>(27.1)          | 273,261<br>(26.9)          | 1,251        | 0.5      |
| 被保険者拠出   | 296,730<br>(29.5)          | 301,215<br>(29.7)          | 4,485        | 1.5      |
| II 公費負担  | 310,368<br>(30.9)          | 327,015<br>(32.2)          | 16,647       | 5.4      |
| 国        | 221,900<br>(22.1)          | 234,670<br>(23.1)          | 12,770       | 5.8      |
| 地方       | 88,468<br>(8.8)            | 92,345<br>(9.1)            | 3,878        | 4.4      |
| III 他の収入 | 125,181<br>(12.5)          | 113,886<br>(11.2)          | △11,295      | △9.0     |
| 資産収入     | 20,363<br>(2.0)            | 7,601<br>(0.7)             | △12,761      | △62.7    |
| その他      | 104,818<br>(10.4)          | 106,285<br>(10.5)          | 1,467        | 1.4      |

注) 1) ( )内は構成割合である。

2) 「他の収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

では△62.7%と大きく、全体として対前年度比1.1%増にとどまった。

「社会保険料」については、「事業主拠出」が1,251億円(0.5%増)、「被保険者拠出」は4,485億円(1.5%増)増加した。「事業主拠出」、「被保険者拠出」の増加に最も影響を与えたのは、厚生年金である<sup>6)</sup>。これは、被保険者数減少の一方で、それ以上に保険料率の引き上げ<sup>7)</sup>による効果が上回ったためと考えられる。

「公費負担」については、対前年度比で「国」は5.8%の増加、「地方」は4.4%の増加を示した。「国」の増加に最も影響を与えた制度は、社会福祉(寄与率29.07%)、次いで老人保健・後期高齢者医療制度(寄与率26.08%)、厚生年金(寄

与率23.44%)である。社会福祉のうち、主として増加に寄与しているのは、子育て支援対策臨時特例交付金(厚労省、文科省分計)、障害者自立支援対策臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金である。つぎに、老人保健・後期高齢者医療制度については、国庫負担の割合が3分の1で老人保健制度当時と基本的には変わらない中、高齢者医療給付費が1.3%の伸びを示したことが影響している。また、厚生年金に係る国庫負担増は、高齢化に伴う受給者数、および給付の増加によるものと考えられる<sup>8)</sup>。

「地方」の増加に最も影響を与えたのは、老人保健・後期高齢者医療制度(寄与率88.90%)、次いで介護保険(寄与率24.93%)、社会福祉(寄与率20.07%)である。老人保健・後期高齢者医療制度については、地方負担の割合が6分の1(都道府県12分の1、市町村12分の1)で老人保健制度当時と基本的には変わらない中、高齢者医療給付費が1.3%の伸びを示したことにより、「地方」も増加したものと考えられる。つぎに、介護保険については、制度改革は無く、給付が4.6%の高さで伸びたことにより、「地方」も増加(967億円増、4.94%増)したものと考えられる。社会福祉について、主として増加に寄与しているのは、障害者自立支援給付費負担金、介護給付費・訓練等給付費、児童保護費等である。

「資産収入」の減少には、主として地方公務員共済(寄与率66.16%、△8,443億円)、次いで農林共済(寄与率17.54%、△2,238億円)、国家公務員共済(寄与率14.22%、△1,815億円)が寄与している<sup>9)10)</sup>。

「その他」の増加に最も影響を与えたのは、農業者年金基金等(寄与率291.94%)、組合健保(寄与率200.33%)、国民年金(寄与率121.19%)である。このうち国民年金基金については積立金の繰入、農業者年金基金については新規借入金を受入によるものである。つぎに、組合健保については新たな前期高齢者納付金、後期高齢者支援金の負担に備えた繰入金の増加、また国民年金についても積立金の繰入が増加に寄与している。

## 第2部 分析編

### I 社会保障給付費の国際比較性の向上をめぐるニーズ

2009年4月より新しい統計法が施行されることになったが、それに伴い、「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定された。これは公的統計が「社会の情報基盤」としての役割を十分に果たすことを目指したものである。この閣議決定においては、福祉・社会保障を総合的に示す公的統計の整備が必要であること、現在の社会保障給付費と国民経済計算（以下SNAと表記）との整合性の向上が必要であることなどが指摘され、SNAを含めた各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上が求められることとなった。このような背景に基づき、社会保障給付費とSNAについて、どのような相違点があるか、また今後どのように改善していく必要があるのかということについて簡単に説明する。

我が国の社会保障に関する収入や支出を扱う統計としては、社会保障給付費とSNAが存在する。SNAは一国全体の経済活動について記述した統計であり、「統合勘定」「制度部門別所得支出勘定」「制度部門別資本調達勘定」「主要系列表」などに分け、消費や貯蓄、投資の大きさ、あるいは所得配分の状況、経済活動別の生産額などを明らかにしている。また経済主体を「非金融法人企業」「金融機関」「一般政府」「家計（個人企業を含む）」「対家計民間非営利団体」などに分けて、それぞれの経済活動の状況についても詳細を記述している。さらにSNAは、「付表」において、家計や政府の目的別支出の詳細も明らかにしている。特に付表9（一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係））と付表10（社会保障負担の明細表）は社会保障の状況について記述されており、付表9（一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係））では一般政府から家計へどのような給付がなされているか、付表10（社会保障負担の明細表）では雇

主や雇用者がどのように社会保障の負担を行っているのかということが記述されている。このように、SNAは社会保障給付費と並び、我が国の社会保障に関する収支を扱う重要な統計であり、それぞれ独立して整備がなされているが、両者は必ずしも一致せず、項目や値には相違がある。本稿においてはこれらの相違について簡単に説明を行うとともに、今後の課題についても触れることにする。

### II 社会保障給付費とSNAの相違点

社会保障給付費は、名前の通り、社会保障に関する支出額・収入額が示されている統計である。一方SNAにおいても、付表9および付表10をはじめとして、社会保障に関する支出額・収入額が示されている。

もちろん広義では同じ「日本における社会保障」について扱っている以上、両者の値はある程度一致しているのが自然であると考えられる。しかし表4に見られるように、さまざまな考え方の違いなどにより、同様の項目があったとしても、必ずしも値が一致しているとは限らない。

表4は、社会保障給付費の第12表（平成19年度ILO第19次社会保障費用調査による社会保障給付費 基礎表）および第13表（平成19年度ILO第19次社会保障費用調査による社会保障財源 基礎表 II）とSNAの付表9および付表10をもとに作成した、社会保障に関する支出額・収入額（うち社会保険料）に関する、社会保障給付費とSNAとの対照表である。なお、すべての項目を列挙するには紙幅が足りないため、一部の要素のみを抜粋している。

表4からわかる通り、支出側はいずれの項目も、社会保障給付費とSNAではわずかながら数値のずれが発生している。また収入側も、厚生年金において値が一致しているものの、その他の項目ではわずかながら発生している。また厚生年金基金や石炭鉱業年金基金は、少なくとも社会保障関係の支出・収入を表すSNAの付表9および付表10では数値が計上されていない。さら

に、この表には掲載していないが、社会保障給付費においては公費負担額なども計上されているのに対し、SNAの付表10においては、純粋に保険料負担の部分のみが計上されている。

このように、社会保障給付費とSNAには値や項目など、さまざまな違いがあるが、これにはいくつかの理由が存在する。第1の理由は、現金主義と発生主義の違いである。社会保障給付費は毎年度の決算データなどに基づく集計を行っているため、現金主義をとっていることとなるのに対し、SNAは発生主義により値を求めている。したがって、これが値の相違を発生させる原因の1つとなっている。

第2の理由は、両者の性格の違いである。社会保障給付費は、各年度の決算データに基づく全体集計を通じて、社会保障に関連する費用や負担の全体像をとらえ、その規模や経年推移を示すことを目的としている。したがって、社会保障的な性格をもつ給付や財源について集計することが要求される。しかしSNAは一国経済全体を把握するためのものである。明らかに社会保障的な性格をもつ支出・収入がある一方で、社会保障的な側面をもつものの、企業や一般政府、あるいは金融機関の行動の一環ととらえられるものも存在する。重複を避けつつ集計を行えば、社会保障的な側面をもっている、必ずしも社会保障に分類されるとは限らない項目が発生す

る。

例えばSNAにおいては、「社会保障基金」には、(1)政府による支配が行われていること、(2)社会の大きな部分を占めること、(3)強制的であること、の3つの要件がある。社会保障給付費に含まれている厚生年金基金や国民年金基金は、(1)と(3)を満たさないために、SNAにおける「社会保障基金」からは除外されるとの説明がなされている。

別の例を挙げよう。保育サービスの費用について、社会保障給付費では「社会福祉」に計上されているが、SNAでは公立保育所を「個別的非市場財・サービスの移転」に、私立保育所を「一般政府から対家計民間非営利団体への移転」にそれぞれ計上しているため、付表9や付表10には計上されない。また、教員の児童手当は、社会保障給付費においては「児童手当」に計上されている。しかしSNAにおいては、地方政府の政府最終消費支出に分類されるため、同じく付表9や付表10には計上されない。

他方、公費負担については、社会保障給付費においては財源の一部として扱われる。これは社会保障給付費が給付にかかる費用とその財源を漏れなく計上することを目的としていることによる。一方SNAの付表10は一般政府と家計との関係をとらえるものであるため、政府内部の移転である公費負担については計上されない。

表4 社会保障給付費とSNAとの比較対照表

(10億円)

|    | 政府管掌健康保険 |         | 組合管掌健康保険 |         | 国民健康保険  |         | 老人保健     |          | 介護保険    |         |
|----|----------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|
|    | 給付費      | SNA     | 給付費      | SNA     | 給付費     | SNA     | 給付費      | SNA      | 給付費     | SNA     |
| 支出 | 4,233.5  | 4,320.0 | 3,284.0  | 3,493.3 | 8,801.8 | 8,812.8 | 10,280.7 | 10,293.3 | 6,305.3 | 6,296.7 |
| 収入 | 6,779.3  | 6,267.8 | 6,679.5  | 6,155.7 | 4,270.1 | 3,961.3 | -        | -        | 1,321.6 | 2,840.3 |

|    | 厚生年金保険   |          | 厚生年金基金等 |     |          |     | 国民年金     |          |
|----|----------|----------|---------|-----|----------|-----|----------|----------|
|    | 給付費      | SNA      | 厚生年金基金  |     | 石炭鉱業年金基金 |     | 給付費      | SNA      |
|    |          |          | 給付費     | SNA | 給付費      | SNA |          |          |
| 支出 | 22,317.9 | 22,312.0 | 1,672.0 | -   | 1.2      | -   | 16,159.9 | 16,156.7 |
| 収入 | 21,969.1 | 21,969.1 | 1,507.4 | -   | 0.0      | -   | 1,858.2  | 1,818.9  |

注) 「政府管掌健康保険」はSNAにおいて「健康保険」, 「老人保健」はSNAにおいて「老人保健医療」, 「厚生年金保険」はSNAにおいて「厚生年金」と表記される。

出典) 『平成19年度社会保障給付費』第12表・第13表, 『平成22年版国民経済計算年報』付表9・付表10をもとに筆者作成。



もちろん今後の改訂により、これまでのSNAの集計に係る考え方についても、その一部が変更される可能性はある。例えば浜田〔2003〕にあるように、従来、給付と負担にリンクのあるものについては社会保障基金から除外されていた。したがって、石炭鉱業年金基金などは社会保障基金には含まれていなかった。しかし今後は給付と負担のリンクがあったとしても、必ずしも社会保障基金から排除されないことになるため、石炭鉱業年金基金は社会保障基金に分類される予定である。なお、現在の検討では、厚生年金基金や国民年金基金は引き続き社会保障基金の対象とはならない方向にあり、社会保障給付費との間の整合性という観点からは、わかり易い説明が求められるところである。

ここまで2つの理由を挙げ、社会保障給付費とSNAで値の相違が発生する理由を説明してきたが、特に第2の理由は重要である。何を社会保障に分類するか、またその基準は何か、ということについては、それぞれの考え方に基づくものであり、何が正しいのかということをかきめるこ

とは難しい。しかし一方で、同じような項目でありながら全く異なった値になっているのは、統計を利用する立場としては混乱を招くのではないかとの指摘も見られる。ただし、社会保障給付費とSNAとの間には、先ほど2つの理由として述べたような違いもあるため、両者の集計の考え方や整理を形式的に揃えようとすることはやはり困難であると考えられる。したがって、統計上の目的や用途に応じて、両者の間で合理的と考えられる相違についてはその理由をユーザーに対してわかり易く説明していくとともに、相互の整合性を図っていくという対応こそが望ましいのではないか。当研究所としても、社会保障給付費の基幹統計化に向けた検討を進めるに際しては、このような基本認識に立って、SNAとの間の整合性の向上という要請に取り組んでいく考えである。

最後に、現在、内閣府においては、政府支出の機能別分類であるCOFOG (Classification Of the Functions Of Government) (表5) について、従来の1桁分類に基づき10項目の値を公表し

表5 COFOG (政府の機能別分類) 二桁分類のイメージ

| 一桁分類 |                                  |              |
|------|----------------------------------|--------------|
| 01   | General public services          | 一般公共サービス     |
| 02   | Defence                          | 防衛           |
| 03   | Public order and safety          | 公共の秩序・安全     |
| 04   | Economic affairs                 | 経済業務         |
| 05   | Environment protection           | 環境保護         |
| 06   | Housing and community amenities  | 住宅・地域アメニティ   |
| 07   | Health                           | 保健           |
| 08   | Recreation, culture and religion | 娯楽・文化・宗教     |
| 09   | Education                        | 教育           |
| 10   | Social protection                | 社会保護         |
| 二桁分類 |                                  |              |
| 10.1 | Sickness and disability          | 傷病と障害        |
| 10.2 | Old age                          | 老齢           |
| 10.3 | Survivors                        | 遺族           |
| 10.4 | Family and children              | 家族・児童        |
| 10.5 | Unemployment                     | 失業           |
| 10.6 | Housing                          | 住宅           |
| 10.7 | Social exclusion n.e.c.          | その他の社会的排除    |
| 10.8 | R&D Social protection            | 研究・開発 (社会保護) |
| 10.9 | Social protection n.e.c.         | その他の社会保護     |

資料) UN <http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=4> (2010年11月7日)  
上記より一部抜粋して翻訳。

ていたところを、新たに2桁分類に対応することを旨として作業が行われている。他方、平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、社会保障給付費の基幹統計化に向けた検討を進めるに際して、内閣府との連携が求められている。SNAにおけるCOFOG 2桁分類化作業に際しても、当研究所が有するOECDのSOCXデータの政策分野別分類の整理や考え方などを、参考情報として提供していくことなどを通じて、双方の集計に関する考え方がより詳細なレベルで共有化されていけば、自ずと社会保障給付費とSNAとの間の整合性を図る方向に議論が進展するものと期待されることである。

#### 注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所 (2010a), 同内容は研究所ホームページに全文掲載してある。  
なお、本稿第1部では、日本の結果のみを扱い、国際比較については別稿(国立社会保障・人口問題研究所2010b)に解説を掲載した。
- 2) 平成20年度4月より老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したにもかかわらず、「老人保健・後期高齢者医療制度」として、老人保健を残す表記としている理由は、平成20年度決算には老人保健制度の平成20年度3月分の医療給付額等を含むためである。
- 3) 平成19年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率は0.0%であった。したがって、平成20年度において物価スライドは実施されなかった。
- 4) 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢(男子)は、平成18年度62歳、平成19年度63歳、平成20年度63歳。
- 5) 障害者自立支援対策臨時特例交付金は平成18年度に最初の基金造成があり、平成20年度はその積み増し(855億円)である。
- 6) そのほか、「被保険者拠出」の増加に寄与が大きかったのは、老人保健・後期高齢者医療制度であるが、高齢者本人から保険料負担を求める制度の創設により、現役世代からの被保険者拠出(および事業主拠出)を軽減させる効果も生じるため、全体としてどの程度の寄与度であっ

たかは、社会保障給付費の集計に際して現在得られているデータのみでは直ちには判断できない。

- 7) 平成20年10月1日より14.996%から15.530%へ引き上げられた。
- 8) 平成20年度の国庫負担割合は平成19年度と変わらず、3分の1に32/1,000を加えた割合(約36.5%)である
- 9) ただし、いずれも簿価ベースである。平成22年5月の社会保障審議会年金数理部会などにおいては、各共済組合の運用収入を「参考数値」として時価ベースで推計しており、当該推計によれば平成20年度は国共済、地共済、私学共済についても赤字が計上されている。
- 10) なお、厚生年金、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金等、存続組合については、運用収益よりも損失が上回っている。しかし、社会保障給付費の集計においては、これらの「運用収益よりも損失が上回る制度」については「両者の相殺額を運用損失に計上する」という整理としているため、いずれも資産収入はゼロになっており、当該年度における「資産収入」の減少要因としてはとらえていない。

#### 参考文献

- 国立社会保障・人口問題研究所 (2010a) 『平成20年度社会保障給付費』  
(<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuh-h20/siryuu.html>)
- (2010b) 「社会保障費の国際比較統計－SOCX2010ed.の解説と国際基準の動向－」『海外社会保障研究』173号。
- 総務省 (2009) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000011360.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000011360.pdf))
- 内閣府経済社会総合研究所 (2010) 『平成22年版国民経済計算年報』
- 浜田浩児 (2003) 「ILO基準社会保障費との比較で見たSNA社会保障統計」, ESRI Discussion Paper Series No.49, 内閣府経済社会総合研究所
- (ひがし・しゅうじ 企画部長)  
(かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)  
(たけざわ・じゅんこ 企画部研究員)  
(さとう・いたる 社会保障基礎理論研究部研究員)

## 社会保障費の国際比較統計

—SOCX2010ed.の解説と国際基準の動向—

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

### はじめに

平成20年度「社会保障給付費」(平成22年11月12日公表)<sup>1)</sup>では、付録としてOECD基準の社会支出の国際比較を掲載した。元データであるOECD Social Expenditure Database(以下SOCXと略)は2010年版が公開され2007年分まで国際比較可能となった。

本稿では、まずⅠで平成20年度「社会保障給付費」付録で掲載した国際比較について解説する。つぎにⅡでは社会保障給付費の基幹統計化に向けての課題として各種国際基準に基づく統計との整合性の向上が指摘されたことを踏まえた、当研究所における調査検討の中間報告として、各種国際基準のうち、ESSPROS、SOCXの動向や両基準の違いなどについて述べる。

### Ⅰ OECD基準の社会支出の国際比較<sup>2)</sup>

#### 1. 6カ国のバックデータ

SOCX2010年版では、OECD加盟30カ国の社会支出について、公的支出、義務的私的支出、任意私的支出の三層構造<sup>3)</sup>および9つの政策分野別に、1980年から2007年までのデータが公開されている<sup>4)</sup>。平成20年度「社会保障給付費」付録では、日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、スウェーデンの2007年(日本2000年～)の結果を収録している。2007年の各国のバックデータは

表1の通りである。ここに6カ国の政策分野別の公的、義務的私的別支出額<sup>5)</sup>、および対国民所得比、対国内総生産(GDP)比の社会支出割合を示している。対GDP比社会支出(2007年度)で国際比較すると、日本(19.15%)はアメリカ(16.50%)を上回るものの、イギリス(21.32%)、ドイツ(26.24%)、フランス(28.75%)、スウェーデン(27.69%)を下回っている。

#### 2. 6カ国の対GDP比社会支出の時系列変化 —2006年よりフランスがスウェーデンを逆転

表2に6カ国の1980—2007年の対GDP社会支出の推移を示した。今回SOCX2010年版により2006、2007年が新たに加わった。そこで注目されるのは、1980年以降対GDP比社会支出はスウェーデンが首位を守ってきたが、2006年以降、フランスがスウェーデンを上回った点である。これは両国の社会支出の伸びが同程度の一方でGDPはスウェーデンで増加が大きかったことが影響している。

#### 3. 日本の対GDP比社会支出、GDP増加率、 社会支出増加率の時系列推移

日本の2007年対GDP比社会支出は19.15%、前年より0.24ポイント増加した。1980年まで遡り、対GDP比社会支出、およびGDPと社会支出の対前年度増加率を併せて示したものが図1である。



表1 6カ国の社会支出：2007年

| 政策分野        | 日本         |        | アメリカ         |        | イギリス          |        | ドイツ           |        | フランス          |        | スウェーデン        |        |
|-------------|------------|--------|--------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|
|             | 金額<br>(億円) | 割合     | 金額<br>(百万ドル) | 割合     | 金額<br>(百万ポンド) | 割合     | 金額<br>(百万ユーロ) | 割合     | 金額<br>(百万ユーロ) | 割合     | 金額<br>(百万ユーロ) | 割合     |
| 高齢          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 470,307    | 47.6%  | 733,237      | 32.1%  | 89,660        | 29.7%  | 210,455       | 33.0%  | 211,452       | 38.8%  | 280,816       | 32.4%  |
| 公的支出        | 450,723    | 45.6%  | 733,237      | 32.1%  | 81,593        | 27.0%  | 210,455       | 33.0%  | 209,522       | 38.5%  | 280,816       | 32.4%  |
| 義務的私的支出     | 19,584     | 2.0%   | —            | —      | 8,067         | 2.7%   | —             | —      | 1,931         | 0.4%   | —             | —      |
| 遺族          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 66,564     | 6.7%   | 96,758       | 4.2%   | 1,968         | 0.7%   | 50,162        | 7.9%   | 35,093        | 6.4%   | 16,882        | 2.0%   |
| 公的支出        | 66,564     | 6.7%   | 96,758       | 4.2%   | 1,968         | 0.7%   | 50,162        | 7.9%   | 35,093        | 6.4%   | 16,882        | 2.0%   |
| 義務的私的支出     | —          | —      | —            | —      | —             | —      | —             | —      | 1,969         | 0.4%   | —             | —      |
| 障害、業務災害、傷病  |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 49,311     | 5.0%   | 203,050      | 8.9%   | 34,923        | 11.6%  | 71,061        | 11.1%  | 35,939        | 6.6%   | 169,205       | 19.5%  |
| 公的支出        | 40,556     | 4.1%   | 180,928      | 7.9%   | 34,551        | 11.5%  | 45,925        | 7.2%   | 33,238        | 6.1%   | 157,005       | 18.1%  |
| 義務的私的支出     | 8,755      | 0.9%   | 22,123       | 1.0%   | 372           | 0.1%   | 25,136        | 3.9%   | 2,701         | 0.5%   | 12,200        | 1.4%   |
| 保健          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 323,217    | 32.7%  | 1,021,017    | 44.7%  | 96,713        | 32.1%  | 190,853       | 29.9%  | 141,892       | 26.0%  | 205,604       | 23.7%  |
| 公的支出        | 323,217    | 32.7%  | 1,000,582    | 43.8%  | 96,713        | 32.1%  | 190,853       | 29.9%  | 141,892       | 26.0%  | 205,604       | 23.7%  |
| 義務的私的支出     | —          | —      | 20,435       | 0.9%   | —             | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      |
| 家族          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 40,628     | 4.1%   | 90,918       | 4.0%   | 45,891        | 15.2%  | 45,703        | 7.2%   | 56,783        | 10.4%  | 104,844       | 12.1%  |
| 公的支出        | 40,628     | 4.1%   | 90,918       | 4.0%   | 45,891        | 15.2%  | 44,528        | 7.0%   | 56,756        | 10.4%  | 104,844       | 12.1%  |
| 義務的私的支出     | —          | —      | —            | —      | —             | —      | 1,175         | 0.2%   | 27            | 0.0%   | —             | —      |
| 積極的労働政策     |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 8,353      | 0.8%   | 15,712       | 0.7%   | 4,494         | 1.5%   | 17,586        | 2.8%   | 17,102        | 3.1%   | 34,322        | 4.0%   |
| 公的支出        | 8,353      | 0.8%   | 15,712       | 0.7%   | 4,494         | 1.5%   | 17,586        | 2.8%   | 17,102        | 3.1%   | 34,322        | 4.0%   |
| 義務的私的支出     | —          | —      | —            | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      |
| 失業          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 15,845     | 1.6%   | 46,088       | 2.0%   | 5,453         | 1.8%   | 33,660        | 5.3%   | 25,713        | 4.7%   | 20,827        | 2.4%   |
| 公的支出        | 15,845     | 1.6%   | 46,088       | 2.0%   | 2,891         | 1.0%   | 33,660        | 5.3%   | 25,713        | 4.7%   | 20,827        | 2.4%   |
| 義務的私的支出     | —          | —      | —            | —      | 2,563         | 0.8%   | —             | —      | —             | —      | —             | —      |
| 住宅          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | —          | —      | —            | —      | 20,221        | 6.7%   | 14,729        | 2.3%   | 14,367        | 2.6%   | 14,736        | 1.7%   |
| 公的支出        | —          | —      | —            | —      | 20,221        | 6.7%   | 14,729        | 2.3%   | 14,367        | 2.6%   | 14,736        | 1.7%   |
| 義務的私的支出     | —          | —      | —            | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      |
| 生活保護その他     |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 計           | 13,494     | 1.4%   | 75,787       | 3.3%   | 2,346         | 0.8%   | 4,127         | 0.6%   | 6,540         | 1.2%   | 18,502        | 2.1%   |
| 公的支出        | 13,494     | 1.4%   | 75,787       | 3.3%   | 2,346         | 0.8%   | 4,127         | 0.6%   | 6,540         | 1.2%   | 18,502        | 2.1%   |
| 義務的私的支出     | —          | —      | —            | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      | —             | —      |
| 合計          |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| (A)         | 987,718    | 100.0% | 2,282,568    | 100.0% | 301,669       | 100.0% | 638,335       | 100.0% | 544,881       | 100.0% | 865,738       | 100.0% |
| (B)         | 959,379    | 97.1%  | 2,240,010    | 98.1%  | 290,668       | 96.4%  | 612,024       | 95.9%  | 538,253       | 98.8%  | 853,538       | 98.6%  |
| (C)         | 28,339     | 2.9%   | 42,557       | 1.9%   | 11,002        | 3.6%   | 26,312        | 4.1%   | 6,628         | 1.2%   | 12,200        | 1.4%   |
| 国民所得 (D)    | 3,784,636  |        | 11,221,750   |        | 1,101,808     |        | 1,806,120     |        | 1,383,513     |        | 2,308,598     |        |
| 国内総生産 (E)   | 5,156,510  |        | 13,830,300   |        | 1,415,029     |        | 2,432,400     |        | 1,895,284     |        | 3,126,018     |        |
| 対国民所得比社会支出  |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 社会支出計       | (A)/(D)    | 26.10% | 20.34%       | 27.38% | 35.34%        | 39.38% | 39.38%        | 39.38% | 39.38%        | 39.38% | 37.50%        | 37.50% |
| うち公的        | (B)/(D)    | 25.35% | 19.96%       | 26.38% | 33.89%        | 33.89% | 33.89%        | 33.89% | 33.89%        | 33.89% | 36.97%        | 36.97% |
| うち義務的私的     | (C)/(D)    | 0.75%  | 0.38%        | 1.00%  | 1.46%         | 0.48%  | 0.48%         | 0.48%  | 0.48%         | 0.48%  | 0.53%         | 0.53%  |
| 対国内総生産比社会支出 |            |        |              |        |               |        |               |        |               |        |               |        |
| 社会支出計       | (A)/(E)    | 19.15% | 16.50%       | 21.32% | 26.24%        | 28.75% | 28.75%        | 28.75% | 28.75%        | 28.75% | 27.69%        | 27.69% |
| うち公的        | (B)/(E)    | 18.61% | 16.20%       | 20.54% | 25.16%        | 28.40% | 28.40%        | 28.40% | 28.40%        | 28.40% | 27.30%        | 27.30% |
| うち義務的私的     | (C)/(E)    | 0.55%  | 0.31%        | 0.78%  | 1.08%         | 0.35%  | 0.35%         | 0.35%  | 0.35%         | 0.35%  | 0.39%         | 0.39%  |

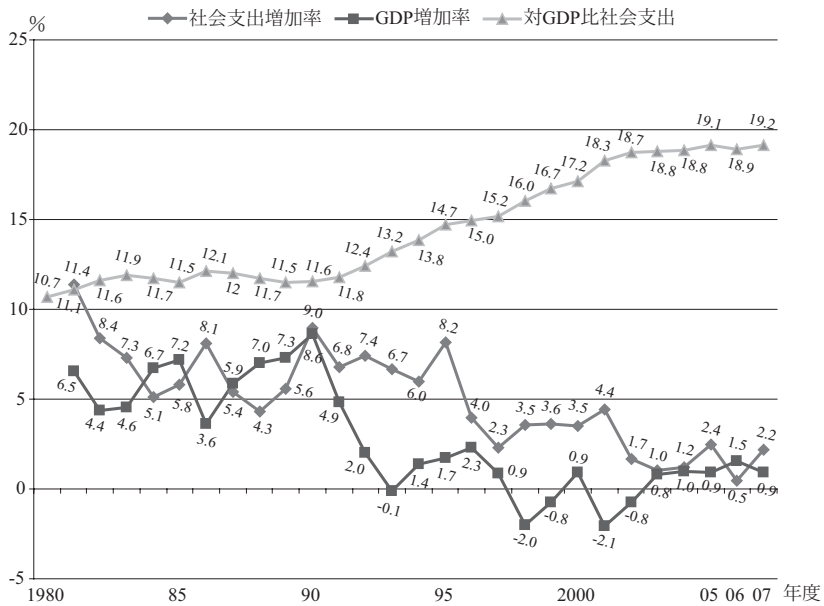
資料：社会支出：OECD "Social Expenditure Database 2010ed."  
 国民所得・国内総生産：日本は内閣府「平成22年版国民経済計算年報」、それ以外の国はOECD "National Accounts 2010" を基に再計算した(再計算の方法については表2の注を参照)。

表2 6カ国の対GDP比社会支出の推移：1980-2007年

(単位：%)

| 年次   | 日本    | アメリカ  | イギリス  | ドイツ   | フランス  | スウェーデン |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 1980 | 10.66 | 13.50 | 16.97 | 22.76 | 21.04 | 27.62  |
| 1981 | 11.15 | 13.82 | 18.45 | 23.35 | 22.08 | 28.43  |
| 1982 | 11.58 | 14.26 | 18.97 | 23.22 | 22.67 | 28.37  |
| 1983 | 11.88 | 14.47 | 19.85 | 22.73 | 22.97 | 28.65  |
| 1984 | 11.70 | 13.55 | 19.84 | 22.45 | 23.26 | 27.79  |
| 1985 | 11.55 | 13.56 | 20.06 | 22.84 | 26.59 | 29.95  |
| 1986 | 12.06 | 13.64 | 20.16 | 22.82 | 26.49 | 29.98  |
| 1987 | 12.01 | 13.59 | 19.44 | 23.17 | 26.52 | 30.09  |
| 1988 | 11.70 | 13.58 | 18.17 | 23.12 | 26.37 | 30.60  |
| 1989 | 11.52 | 13.59 | 17.58 | 22.24 | 25.44 | 29.90  |
| 1990 | 11.56 | 14.00 | 17.46 | 22.04 | 25.71 | 30.77  |
| 1991 | 11.77 | 15.04 | 19.11 | 25.77 | 26.29 | 32.38  |
| 1992 | 12.39 | 15.75 | 20.87 | 27.73 | 27.08 | 35.31  |
| 1993 | 13.24 | 15.94 | 21.58 | 27.84 | 28.06 | 36.54  |
| 1994 | 13.83 | 15.87 | 21.05 | 27.77 | 27.98 | 35.16  |
| 1995 | 14.71 | 15.87 | 20.67 | 28.30 | 28.71 | 32.37  |
| 1996 | 14.96 | 15.66 | 20.24 | 28.72 | 29.02 | 31.90  |
| 1997 | 15.17 | 15.22 | 19.32 | 27.91 | 28.88 | 30.82  |
| 1998 | 16.02 | 15.24 | 19.50 | 27.71 | 29.08 | 30.90  |
| 1999 | 16.73 | 15.02 | 19.22 | 27.90 | 29.12 | 30.36  |
| 2000 | 17.15 | 15.03 | 19.30 | 27.86 | 28.00 | 29.17  |
| 2001 | 18.30 | 15.91 | 20.06 | 28.02 | 28.05 | 29.55  |
| 2002 | 18.75 | 16.53 | 20.13 | 28.60 | 28.73 | 30.19  |
| 2003 | 18.79 | 16.62 | 20.60 | 28.94 | 29.29 | 31.03  |
| 2004 | 18.84 | 16.31 | 21.25 | 28.30 | 29.39 | 30.05  |
| 2005 | 19.12 | 16.17 | 21.38 | 28.36 | 29.32 | 29.51  |
| 2006 | 18.91 | 16.31 | 21.16 | 27.22 | 29.00 | 28.83  |
| 2007 | 19.15 | 16.50 | 21.32 | 26.24 | 28.75 | 27.69  |

注：1) ドイツの1990年までは旧西ドイツの計数、1991年以降は統一後のドイツ。  
 2) アメリカの社会支出の会計年度(10月～9月)に合わせ、暦年計数より簡易な方法で再計算した。  
 3) イギリスの社会支出の会計年度(4月～3月)に合わせ、暦年計数より簡易な方法で再計算した。  
 資料：社会支出：OECD Social Expenditure 2010ed. より公的支出と義務的私的支出の合計。  
 GDP：日本は内閣府経済社会総合研究所「平成22年版国民経済計算年報」。  
 諸外国はOECD "National Accounts 2010"より、うち米、英については上記注の点を再計算した値を使用。



資料：GDP：内閣府経済社会総合研究所「平成22年版国民経済計算年報」、社会支出：OECD Social Expenditure 2010ed.より作成。

図1 日本の対GDP比社会支出，GDP増加率，社会支出増加率の時系列推移：1980-2007年

まず、対GDP比社会支出をみると、1980年代はおよそ11%台で横ばい、1990年代には11%台から18%台まで大きく増加したが、その後2000年代に入り再び18%台横ばいで推移している。この対GDP比社会支出の変動は、GDP、社会支出の各増加率の相対比による。対GDP比社会支出が大きく伸びた1990年代には、GDPの増加率が鈍化する一方で社会支出の増加率の伸びがGDPを上回る高水準で推移し、その結果対GDP比社会支出の伸びも大きかったことがわかる。

## II 社会保障費の各種国際基準の動向

平成21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」と略)では、社会保障給付費を基幹統計として整備する方針が示されている。そして基幹統計の指定に際しては、「諸外国の統計との国際比較を十分行えるように(中略)各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上」に向けた検討の状況等を踏まえることとされている。

各種国際基準としては、ILO、ESSPROS、SOCX、SNAがある。すでに国立社会保障・人口問題研究所(2008、2009)では各国際基準の関係と動向を解説しており、本稿はこれらの続報と

いう位置づけになる。

昨年度段階では、現在の給付費が準拠するILO-COSS基準の後継であるSSI基準が有力と考えていたが、その後の調査の結果、新たな基準として採用することは困難な面があることが判明した。SSIは2005年に調査が実施されたが、2010年10月現在、いまだ結果の公表に至っておらず、また公表までの見通しも不透明であること、またEU諸国を含む先進諸国の参加状況も未定であることなどが理由である。そのため、その他の候補、ESSPROSとSOCXを中心として、各基準のマニュアルの検討や報告書の内容の理解を進めるとともに、さらに不明の点については各国際機関への照会を行った。

本節では、ESSPROSとSOCX各基準のメリット、デメリットを整理し、解説する。なお、SNAについては、別稿(国立社会保障・人口問題研究所2010b)において、ILO基準の現行社会保障給付費との違いについて解説しているので参照されたい。

### 1. ESSPROS、SOCXについて—各基準のメリット、デメリットの比較

表3は、上述の社会保障給付費の基幹統計化に向けての検討課題に照らして、考慮すべき主な

表3 ESSPROS、SOCX基準のメリット、デメリット比較表

| 考慮すべき点    |                           | ESSPROS |                  | SOCX |  |
|-----------|---------------------------|---------|------------------|------|--|
| 対象国の範囲    | 先進諸国(欧州, 欧州以外)との国際比較可能性   | ×       | 欧州諸国のみ           | ○    | OECD加盟国(欧州諸国のほかに、北米, オセアニア, アジアの国々も含む) |
| 集計の範囲, 分類 | 三層構造別(公的, 義務的私的, 任意私的)の表示 | ×       | 三層構造をカバーするが、一括表示 | ○    | 三層構造別の表示                               |
|           | 「給付」と「その他支出」の分類           | ○       | 給付とその他支出は別表示     | ×    | 給付とその他支出は一括表示                          |
|           | 財源データの国際比較可能性             | ○       | 財源データあり          | ×    | 財源データなし                                |
| SNAとの整合性  | 会計方法や分類の整合性               | ○       | 整合性がはかられている      | ○    | 整合性がはかられている                            |

資料：ESSPROS(1996、2008)、SOCX(2009)などを参考に作成。

点を列挙し、ESSPROS、SOCX各々のメリット、デメリットを○×印で示し説明を加えたものである。

#### (1) 対象国の範囲

ESSPROSにはEU加盟国(27カ国)に加え、非加盟国(3カ国：アイスランド、スイス、ノルウェー)を含む欧州諸国が参加するが、欧州以外の国々(日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国など)は参加しておらず、比較ができない。他方、SOCXではOECD加盟30カ国のデータが収集されており、欧州以外の国々との比較が可能である。

#### (2) 集計の範囲、分類

##### ① 三層構造別の表示

表4の通り、SOCXにおいて支出は三層構造(公的支出、義務的私的支出、任意私的支出)別に表示される。他方、ESSPROSはSOCX同様に三層構造を対象範囲とするが、内訳は公表されていない。SOCXのメリットは、任意私的支出を除くデータで日本と諸外国との比較を行える点である。

現在社会保障給付費付録のOECD-SOCX基準国際比較では、三層構造のうち公的、義務的私的支出の合計が使われ、任意私的支出は除かれている。理由は、任意私的支出はいまだ明確な定義が定まっておらず、また各国のデータ提供状況もばらつきがあるため、諸外国を横断的に比較するにはさらなる精査が必要だと判断したためである。今後のOECDによる任意私的支出に関する検証が進められていく動向を注視する必要がある。

##### ② 「給付」と「その他支出」の表示

ESSPROSは「給付」「その他支出」が別掲であるが、SOCXは「社会支出」のなかに「給付」と「その他支出」が一体計上されており、内訳データが得

られない。

ESSPROSは個人や世帯に帰着する「給付」に狭く限定的であるのに対し、SOCXの「社会支出」は、個人・世帯への「給付」に加えて「財政拠出(financial contributions)」も含むと定義されており範囲が広い。財政拠出には、公衆衛生における禁煙キャンペーンのような不特定多数向けの啓発事業、積極的労働政策における企業への助成金を通じた雇用保障、施設・設備整備費のように直接個人・世帯に帰着しない投資的支出、社会的な目的を持った税制優遇措置(有子世帯への税額控除、民間健康保険への拠出に対する優遇等)等が含まれる<sup>6)</sup>。

現行の社会保障給付費はESSPROSと同様、「給付」「その他支出」が分かれている。そして社会保障給付費では1950年の集計以来、個人に帰着する「給付」に焦点をあて、医療、年金、福祉その他の三部門別や機能別分類に沿って結果を提示し、国民に広く利用されてきた歴史がある。SOCX基準として「給付」の内訳が得られなくなることは、過去からの継続性からも問題がある。したがって、たとえSOCX基準に準拠するとしても「給付」を重視する考え方は継続し、今後ともわが国のデータについては「給付」の部分が明確にわかるような整理を行うことが重要と考えられる。

##### ③ 財源データの国際比較可能性

SOCXは財源データがないが、ESSPROSにはある。財源の項目分類は表4の通りである。ESSPROSでは、①タイプ別収入、②収入発生源制度部門収入、の二つの集計表として公表されている。うち①は現行のILO基準とほぼ同じであるが、②は次節でも述べるように、SNAとの整合性を考慮し、SNA体系に沿った分類表示となっている。

表4 ESSPROS, SOCX基準の支出, 財源分類詳細表

| 分類 | ESSPROS基準  | SOCX基準  |
|----|--|---|
| 支出 | <p>社会保護支出<br/>社会給付<br/>高齢<br/>遺族<br/>保健医療・傷病<br/>障害<br/>家族・児童<br/>失業<br/>住宅<br/>社会的排除その他<br/>その他支出<br/>管理費</p> <p>資本調査有<br/>現金 現物</p> <p>資本調査無<br/>現金 現物</p>   | <p>社会支出<br/>高齢<br/>遺族<br/>保健医療<br/>障害・業務災害・傷病<br/>家族<br/>失業<br/>積極的労働市場政策<br/>住宅<br/>生活保護その他</p> <p>公的<br/>現金 現物</p> <p>義務的私的<br/>現金 現物</p> <p>任意私的<br/>現金 現物</p> |
| 財源 | <p>①タイプ別収入<br/>社会拠出</p> <p>事業主の社会拠出<br/>実拠出<br/>帰属拠出<br/>保護対象者による社会拠出<br/>被用者<br/>自営業者<br/>年金受給者等</p> <p>一般政府拠出</p> <p>他の収入</p> <p>②収入発生源制度部門別収入<br/>全居住者制度的単位</p> <p>企業<br/>一般政府<br/>中央政府<br/>州・地方政府<br/>社会保障基金<br/>家計<br/>対家計非営利団体<br/>その他</p> | <p>※財源データなし</p>   |

資料：ESSPROS (1996, 2008), SOCX (2009)などを参考に作成。



## 2. ESSPROSとSOCXにおけるSNAとの整合性の図られ方

内閣府統計委員会において、社会保障給付費を現在のILO基準ではなく、SNAとの整合性が考慮されているSOCXおよびその基盤のESSPROS基準準拠とすることにより、SNAとの整合性も図れるのではないか、との議論があった。そこで、実際のところ、SNAとESSPROSはどのように、どの程度整合性が図られているのかを確かめるため、マニュアルや報告書等の検討を行った。その結果、会計方法や財源、給付の分類の面(具体的には下記)において一定程度図られているものの、両基準特有の定義や方法に由来する相違<sup>7)</sup>は残り、数値を完全に一致させることは難しいことが判明している。

### ① 会計方法－発生主義

ESSPROS、SOCXはともにSNAに準じ発生主義<sup>8)</sup>を採用している。しかし、OECDのSOCX担当者によれば、実際のところ、各国のデータ整備状況はさまざまで、SNAのようにあえて現金主義を発生主義に推計し直す必要はないとのことである。

### ② 制度部門別分類

ESSPROSの財源は二種類の分類形式から成る(表4)。このうち、「収入発生源制度部門別分類」の定義は、SNAと同一である<sup>9)</sup>。SOCXにおいても、SOCXの公的支出、私的支出分類とSNAの制度部門別(一般政府、金融機関・対家計民間非営利団体)の整合性が図られている。

### ③ 給付の機能別分類

SNAの政府部門の機能別分類であるCOFOGの社会保護部分は、ESSPROSの分類、定義に準拠している<sup>10)</sup>。

強調しておきたいのは、ESSPROS、SOCXと

もにSNAとの数値の一致を目指しているのではなく、会計方法や分類の面でSNAに準拠することをもって整合性を図るとしている点である。したがって、統計委員会の提案のように、給付費をESSPROSあるいはSOCX基準としたとしても、SNAと数値の不一致は残ることになる。

## III おわりに

Iでは、平成20年度「社会保障給付費」付録で掲載した国際比較について、6カ国のバックデータ、および対GDP比社会支出の時系列推移などの参考データを紹介した。IIでは、基幹統計化に向けての検討の中間報告として、ESSPROS、SOCXのメリット、デメリット表に沿って解説した。SOCXは、欧州、欧州以外も含む先進諸国と広く国際比較が可能であること、三層構造別に表示がなされていること、などがメリットであるが、他方でデメリットとしては財源データが無いこと、給付とその他支出を分けたデータが公表されていないこと、が挙げられる。他方、ESSPROSについては、財源データの国際比較が可能であること、給付とその他支出が別表示であることがメリットであるが、他方デメリットはわが国が加盟していない国際組織の基準であり、EU諸国しか比較できないこと、三層構造別の表示がなされていないこと、がある。また、SNAとの整合性については、両基準ともに同じように整合性を図っており、いずれの基準に準拠しても、SNAとの整合性の向上が一定程度は図れることになる。

このように、各基準にメリット、デメリットがあるため、いずれか一つの基準に完全に準拠することは難しい。諸外国においても、必ずしも国際基準にすべて準拠した公表資料を作成している国ばかりではなく、国際基準をベースとしつつも、その国独自のニーズに沿った集計も

加えた公表資料としている国もある(ドイツ、スウェーデンなど)。

日本の社会保障給付費を最も望ましい一つの基準に完全に準拠して作ることが「基本計画」の要請ではない。むしろ、各基準を組み合わせるなどして整合性を最大限図り、国際比較可能性を向上させることにより、日本の社会保障費用統計の質的向上が図られることが最終目標となる。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所 (2010a), 同内容は研究所ホームページに全文掲載してある。
- 2) OECD基準の社会支出についての包括的な解説, 国際比較分析はOECD (2009) を参照。
- 3) 三層構造は次の通りである。
  - ①Public (公的): 資金の管理が政府および社会保障基金である支出
  - ②Mandatory Private (義務的私的): 管理が非政府機関で, 法的奨励もしくは強制をとまう支出
  - ③Voluntary Private (任意私的): 管理が非政府機関で義務化はされていない支出
- 4) データはSOCX ([www.oecd.org/els/social/expenditure](http://www.oecd.org/els/social/expenditure)) サイトより入手可能である。
- 5) 「社会保障給付費」付録の掲載値は, SOCXの三層構造(公的社会支出, 義務的私的社会支出, 任意私的社会支出)のうち公的社会支出, 義務的私的社会支出の計である。後者の義務的私的社会支出については, 日本の場合を例にすれば, 「高齢」として厚生年金基金, 石炭鉱業年金基金, 国民年金基金, 農業者年金基金, 「障害・業務災害・傷病」には自動車賠償責任保険が含まれている。
- 6) EU諸国のSOCXデータは, EUROSTATを通じてSOCXに一括提供されたESSPROSデータをもとに, SOCXの定義に適合するよう, 保健医療や積極的労働政策のデータを中心に変換操作を加えて作られている。具体的な変換方法については, SOCX (2009) のANNEX I に解説されている。
- 7) ESSPROS (1996) p.91にESSPROSとSNAの相違点が述べられている。
- 8) 「発生主義」とは取引の記録時点として当該取引が実際に発生した時点を適用する原則をいう。なお「発生主義」に対して, 「現金主義」という言

葉があるが, これは支出や所得の受払について, その支払いが実際に行われた時点を記録時点として適用する方法である。(平成22年度国民経済計算年報Ⅲ用語解説より)

9) ESSPROS (1996) p.32.

10) COFOGについては, 国立社会保障・人口問題研究所 (2010b) 参照。

参考文献

- 国立社会保障・人口問題研究所 (2008) 「社会保障費の国際比較統計—SOCX2008ed.の解説と国際基準の動向—」『海外社会保障研究』第165号。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2009) 「社会保障費用の国際比較統計—各国際機関における整備の状況—」『海外社会保障研究』第169号。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2010a) 『平成20年度社会保障給付費』。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2010b) 「平成20年度社会保障費—解説と分析—」『季刊社会保障研究』第46巻第3号。
- EUROSTAT (1996) *ESSPROS Manual* (翻訳版は社人研ホームページに掲載)。
- EUROSTAT (2008) *ESSPROS Manual*。
- OECD (2009) "How Expensive is the Welfare State? Gross and Net Indicators in the OECD Social Expenditure Database (SOCX)", Social, Employment and Migration Working Papers No.92.

本文中の略語一覧

- COFOG: Classification Of the Function Of Government (政府機能別分類)
- COSS: The Cost of Social Security (社会保障給付費 (第19次調査))
- ESSPROS: The European System of integrated Social PROtection Statistics (社会保護支出統計)
- EUROSTAT: Statistical Office of the European Communities (欧州統計局)
- ILO: International Labour Organization (国際労働機構)
- OECD: Organization of Economic Cooperation and Development (経済協力開発機構)
- SNA: System of National Accounts (国民経済計算)
- SSI: Social Security Inquiry (社会保障調査)

(ひがし・しゅうじ 企画部長)

(かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)

(たけざわ・じゅんこ 企画部研究員)

(さとう・いたる 社会保障基礎理論研究部研究員)